

公 告 1 0 号
平成 31 年 3 月 27 日

被保険者各位

三菱重工健康保険組合
理事長 今田 太司

平成 31 年度介護保険料率改定に伴う規約変更の件

当健康保険組合における平成 31 年度介護保険料率は、去る平成 31 年 2 月 26 日に行われた第 125 回組合会にて料率の改定を決議したため、当健康保険組合の規約変更について下記のとおり公告します。 了

記

1. 規約変更

新	旧
第 45 条の 2 介護保険料額の <u>16 分の 8</u> は事業主、 <u>16 分の 8</u> は被保険者において負担する。	第 45 条の 2 介護保険料額の 12 分の 6 は事業主、12 分の 6 は被保険者において負担する。

2. 施行日

平成 31 年 3 月 1 日（平成 31 年 4 月徴収分より）

以 上